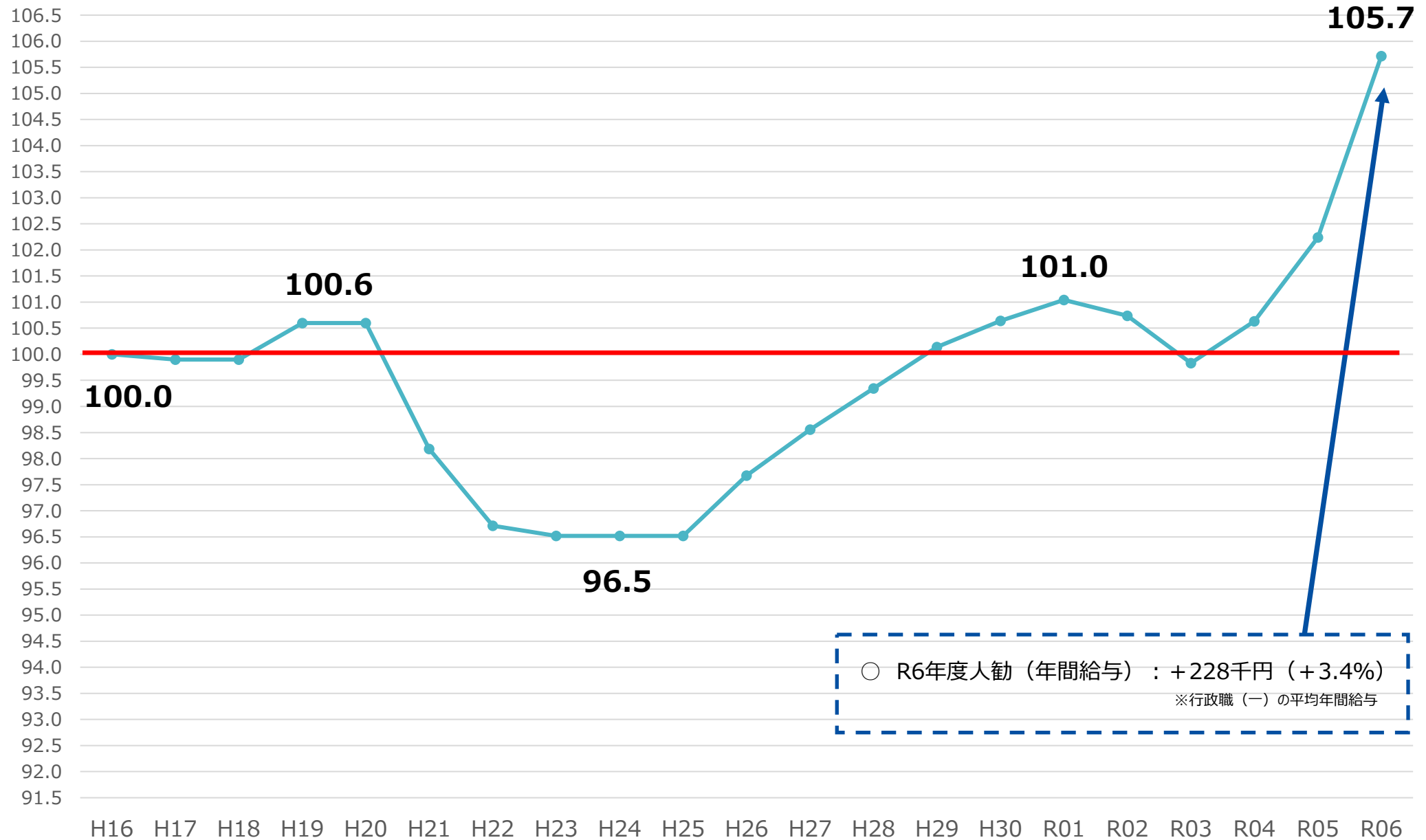


第1回会議における御意見等に関連する資料

国家公務員に係る人事院給与勧告の状況（行政職（一）職員の平均年間給与）

- 平成16年度を100.0とした場合、令和6年度給与勧告における行政職（一）職員の平均年間給与は105.7（H16比5.7ポイント増加）。
※ 令和6年度勧告における月例給は、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定。（行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%）



※ 出典：人事院HP「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント」を元に、文部科学省にて作成

競争的研究費における間接経費の取扱い等

○競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針

（平成13年4月20日（令和5年5月31日改正）競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ） 抜粋

6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

（別表1）間接経費の主な使途の例示

（1）管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

（イ）（略）

など

（2）研究部門に係る経費

（ウ）～（オ）（略）

（カ）研究機器・設備（※）の整備、維持及び運営に係る経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

（3）（略）

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

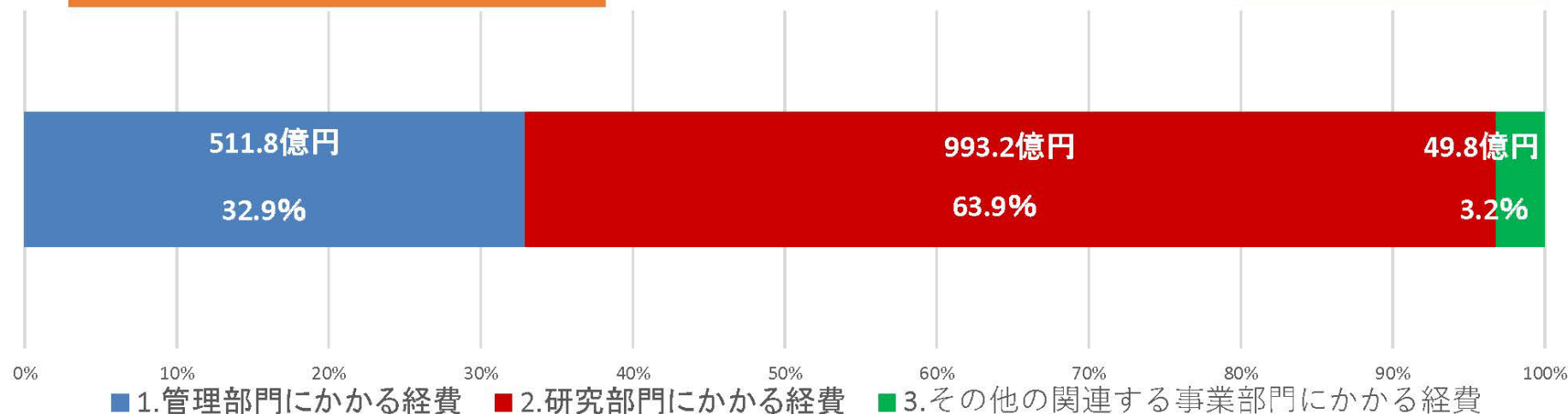
競争的研究費における間接経費の使用状況

大学に特化した実績値でないものの、一定程度は施設設備関連経費として使用。
(調査対象は全府省の競争的研究費を受給した機関全て)

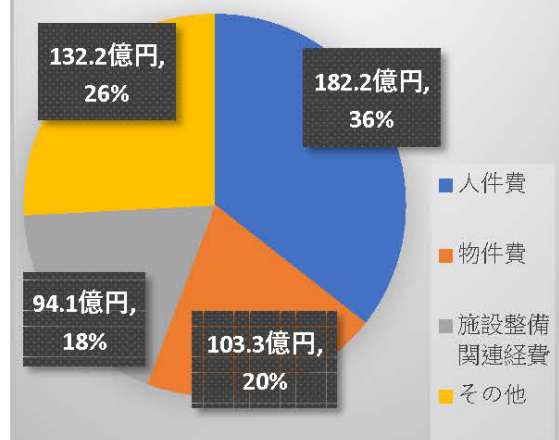
競争的研究費における間接経費の使用状況(令和4年度)

間接経費の項目別使途内訳

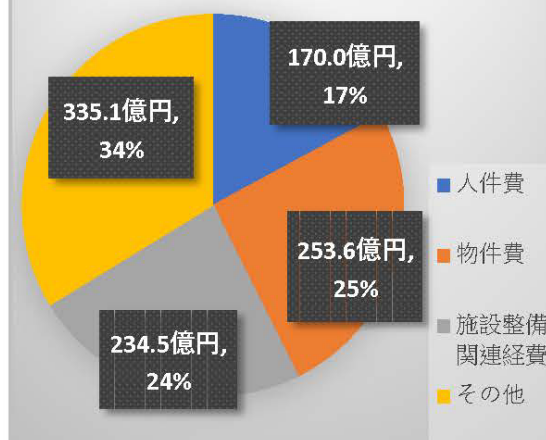
総額 1554.8億円



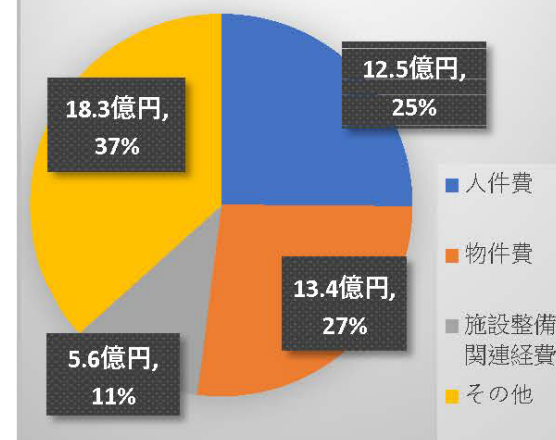
管理部門に係る経費の内訳



研究部門に係る経費の内訳



その他の関連する事業部門に係る経費の内訳



出典:「競争的研究費に係る間接経費執行実績報告書(令和4年度)」を基に文部科学省作成

※上記は全府省の競争的研究費に係る間接経費の額を記載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/20240205-ope_dev03-2.pdf

民間企業との共同研究における間接経費等の設定状況（その1）

- ◆ 産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインの策定等を経て、国立大学等の民間企業との共同研究における間接経費割合が増加（30％以上の設定が大勢）
- ◆ 戦略的産学連携経費を設定している機関数も増加

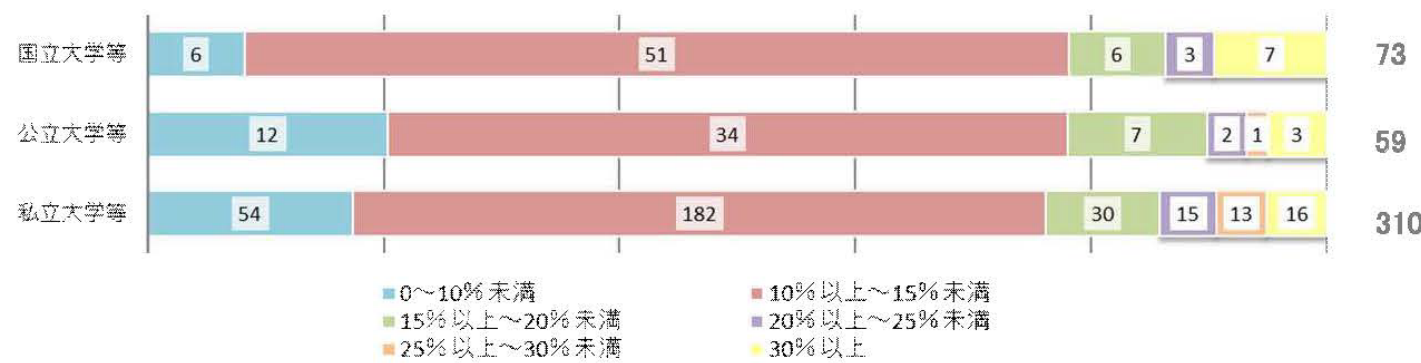
○文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

平成29年度実績 抜粋

※ 国立大学等：国立大学、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校

（2）産学官連携における費用負担

○民間企業との共同研究に係る間接経費の直接経費に対する割合



※規程上の割合に幅がある場合には、回答機関において標準的な取扱いと考えている割合に基づき集計を行っている。
※全体金額に対する割合を定めている場合には、直接経費に対する割合に換算した結果に基づき集計を行っている。

多くの機関において、共同研究に係る取扱規程等において、共同研究における直接経費に対する間接経費の割合を10％以上～15％未満と規定している。

○戦略的産学連携経費の設定状況

	機関数		対前年度 増減数	対前年度 増減率
	28年度	29年度		
戦略的産学連携経費を設けている大学	6	9	3	50.0%

※「戦略的産学連携経費」とは、今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費を指す。
※「戦略的産学連携経費を設けている」とは、戦略的産学連携経費に関係する規程を整備している等のことを指す。

戦略的産学連携経費について、関係する規程を整備している等の大学は9機関であった。

民間企業との共同研究における間接経費等の設定状況（その2）

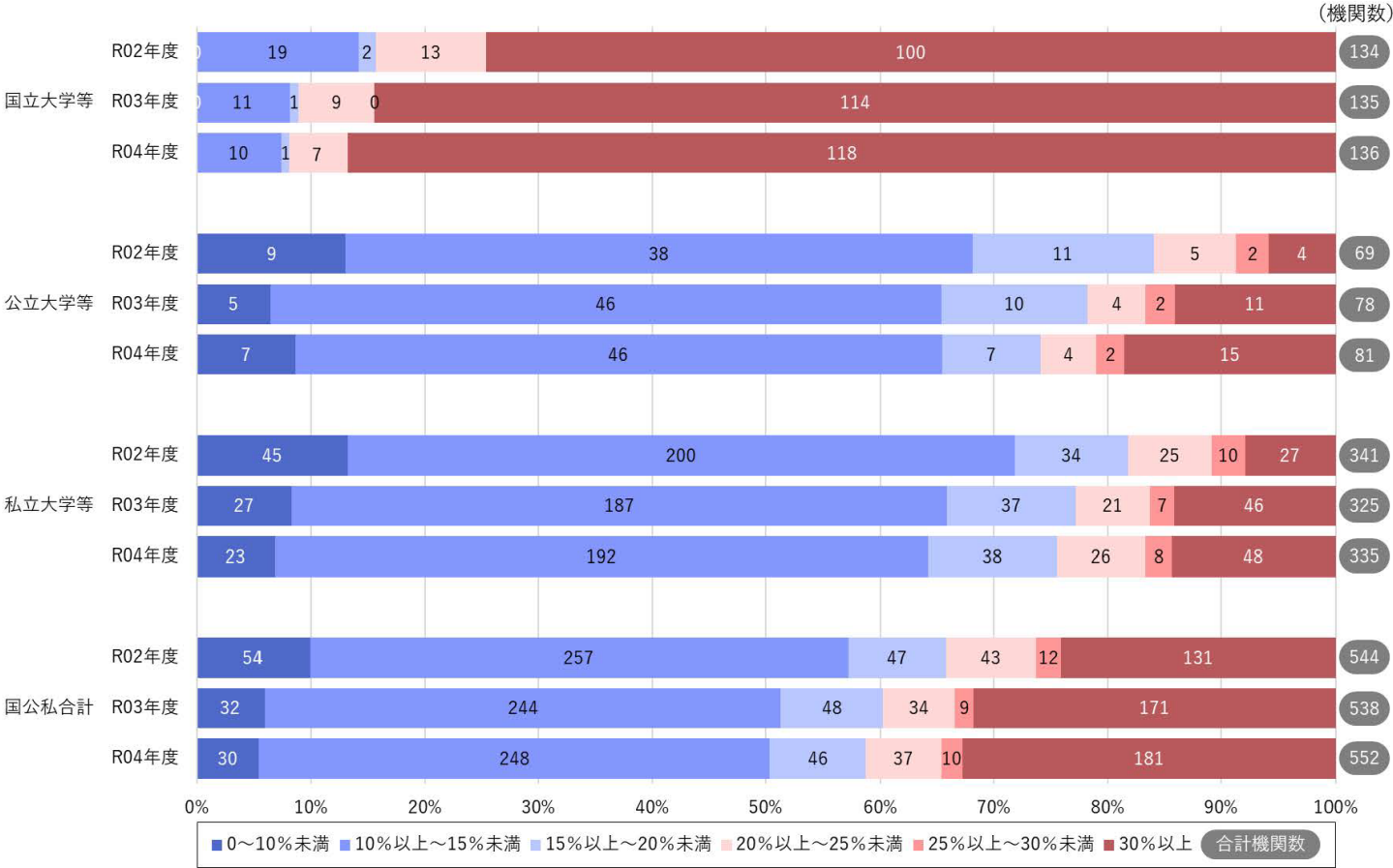
○文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

令和4年度実績 抜粋

※ 国立大学等：国立大学、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校

3-2. 産学官連携における費用負担

○民間企業との共同研究に係る間接経費の直接経費に対する割合 ※ 間接経費の割合を定めていない機関は除く。（機関数）



○戦略的産学連携経費の設定状況

	規定がある	直接経費	間接経費	戦略的産学連携経費	その他
H30年度	14	0	10	4	0
R01年度	21	0	15	6	0
R02年度	24	0	16	8	0
R03年度	27	1	18	8	0
R04年度	31	3	18	9	1

※「戦略的産学連携経費」とは、今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費を指す。

※「戦略的産学連携経費を設けている」とは、戦略的産学連携経費に関する規程を整備している等のことを指す。